

高速増殖原型炉もんじゅ 管理区域内における負傷

1. 発生状況：

高速増殖原型炉もんじゅは、廃止措置中のところ、平成30年6月1日（金）15時05分頃、原子炉補助建物内気体廃棄物処理系配管室（A-182室）にて職員が換気空調設備のダクトやダンパの点検に向けて現場状況を確認していたところ、一部の区画が薄暗かったために、床の高低差に気づかず、約1.7m下の気体廃棄物処理系ドライヤ室（A-174a室：管理区域（地下4階））に落下し、左ひざを負傷しました。意識があり、歩行可能な状態であり、また、汚染サーベイにおいて異常はありませんでしたので、病院にて治療を受けていました。6月5日、4日間の休業となり、また、約2週間の加療が必要と診断されました。

2. 発生原因：

作業状況を確認したところ、当該職員は、A-182室において今年度点検を行う予定のダクトの設置状況等を配置図を見ながら確認していました。当該職員は、A-174a室付近の区画の入口でダクトを確認したことから、薄暗い状態の当該区画に入りました。その後、当該ダクトが続いている隣接室（A-174a）へ移動しようとしたところ、約1.7mの高低差を視認できず、A-174a室の中間床に落下しました。

3. 対策：

もんじゅ全所員及び協力会社に対し、本事象について注意喚起するとともに、部屋に入室する際には必ず照明を点灯すること及び携帯式照明を携行することを周知徹底しました。また、もんじゅ内において、床面の高低差等により落下の可能性がある箇所を調査し、落下防止のための注意喚起表示等を実施しました。今後、速やかに鎖等による落下防止の対応を実施します。なお、当該事象発生箇所については、既に鎖による落下防止を実施しました。

以上

添付資料：[現場の状況（概要）](#)